

西脇市共同募金公募型助成 経費の取り扱いについて（注意事項）

社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会

事業を実施する経費について、助成の対象となるものと、ならないものがあり、助成対象外経費は、貴団体の自己資金でまかなっていただく必要があります。

以下に示したものの以外でも、申請いただいた内容によっては、査定することもあります。ご注意ください。

①助成対象とならない経費

●団体の運営にかかる経費

事業に対する助成であるため、申請団体の事務所の家賃等の維持経費は助成対象となります。また、既存の活動の継続のみに必要な経費（備品購入等）は対象外です。

●飲食費

団体メンバーの打合せや親睦等にかかる経費は、助成対象となりません。一方、交流を目的としたカフェのコーヒー代等、事業の目的を達成するために必要不可欠な「材料費」としての食材、飲み物代等は、助成対象となります。

●他事業との共用の経費で、支出にかかる証拠書類を分けられない経費

水道光熱費、ガソリン代など、助成事業の活動で要したことを明らかにすることができない経費は、助成対象となりません。明らかにすることが可能である場合は、別途ご相談ください。